

安全の手引き

平成23（2011）年4月1日

在アンカレジ出張駐在官事務所

目 次

| | 頁 |
|-----------------------------|----|
| I. はじめに | 3 |
| II. 防犯の手引き | 3 |
| 1. 基本的な心構え | 3 |
| 2. 最近の犯罪発生状況 | 3 |
| 3. 防犯のための具体的注意事項 | 4 |
| 4. 習慣・言葉の違いによる注意事項 | 6 |
| 5. 交通事情と事故対策 | 7 |
| 6. テロ・誘拐対策 | 8 |
| III. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル | 9 |
| 1. 平素の準備と心構え | 9 |
| 2. 緊急時の行動 | 9 |
| VII. 終わりに | 11 |
| 付録1：緊急事態に備えてのチェックリスト | 12 |
| 付録2：緊急連絡先 | 13 |
| 付録3：全米・カナダ邦人安否確認システム | 14 |

I. はじめに

この「安全の手引き」は、在留邦人の皆様、並びに、観光、短期商用等の目的でアラスカを訪れる邦人の方々へ、防犯の対策、安全情報などを提供するために作成したものです。安全は無条件で与えられるものではなく、十分な備えをすることによって得られるものです。皆様の安全で快適なアラスカ滞在を実現するために、この手引きがご参考になれば幸いです。

II. 防犯の手引き

1. 基本的な心構え

- (1) 自分と家族の安全は、自分たち全員で守るという強い心構えが極めて大切です。そのためには、「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」の「安全のための三原則」を常に心がけていただきたいと思います。
- (2) 海外で事件、事故などに巻き込まれないためには、日頃からの予防こそが最も重要と言えます。各家庭、職場（会社）では、滞在する国・地域の実情をよく把握し、日頃から防犯対策につき考えておく必要があります。
- (3) 外務省「海外安全ホームページ」 (<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>) や当地のテレビ、ラジオ、新聞等の関連記事から、常に最新情報の入手に努めて下さい。

2. 最近の犯罪発生状況

<アラスカ州の2009年犯罪統計>

(1) FBI 報告によれば、2009年のアラスカ州の犯罪発生件数は、暴行罪（殺人、強姦、強盗、傷害）が4,421件で対前年比1%減、財産犯罪（不法侵入、窃盗、車両窃盗）が20,577件で対前年比2.3%減となっています。

全体としてはマイナス傾向にあり、更に州の人口が少ないため犯罪が少ないように感じますが、人口10万人あたりの発生件数を全米平均と比較すると、犯罪の発生率が高いことがわかります（以下、全て人口10万人あたりの件数）。

(イ) 暴行罪全体：633.0件（全米第5位、全国平均429.4件）

(ロ) 強姦：73.3件（全米第1位、全国平均28.7件）

(ハ) 傷害：462.7件（全米第4位、全国平均262.8件）

アラスカは全米の中でも安全な地域という話をよく耳にしますが、以上の数字からアラスカ州は必ずしも他州に比べ安全とは言えないことがわかります。

(2) アンカレジ市警の担当者は、アラスカ州の犯罪発生率が高い理由として、①他州に比べて平均年齢が低いこと、②男女比率において、男性の占める割合が高いこと、③冬は日照時間が短く犯罪を誘発しやすいこと、などを挙げています。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

- 住居を選定する場合には、犯罪の多い地区及びその近辺を避け、治安のよい地区を選びましょう。
- 外出する際は、戸締まり、施錠忘れ、火の不始末がないか今一度確認し、周囲の状況、安全を確認してから、ドア、ガレージを開けるよう心掛けましょう。
- 帰宅した際は、周囲の状況（不審者、不審物がないかなど）、安全を確認してからドアやガレージを開け、これらを必要以上に開放しないようにしましょう。
- ドアや窓は、常に施錠するよう心掛けましょう。
- スライド式の窓は、持ち上げると簡単に取り外すことができるので、内側のレールの所につかえ棒で固定する等工夫しましょう。
- ガレージから住居へのドアは常に閉め、施錠しましょう。
- 家、又はアパートに入居する際、以前から付いている鍵を新しいものに取り替えましょう。
- 見知らぬ人が訪ねてきた場合、決して不用意にドアは開けないでください。特に修理工、セールスマン等が訪ねてきた場合は、ドアを閉めたまま（又は、ドア・チェーンをかけたまま）身元及び用件を確認した後に対応するか、場合によっては断りましょう。
- 予期せぬ品物が届けられた時は、その品物を爆発物でないか入念にチェックの上、そっと開封しましょう。明らかに不審な品物である場合には警察に連絡しましょう。

(2) 外出先等

<ホテル>

- チェック・イン、チェック・アウトの際、荷物の置き引きに十分注意しましょう。
- 部屋に入室したら直ちに施錠し、ドア・チェーンを必ずかけましょう。
- グループで複数の部屋に投宿する場合、各部屋間を往復する短時間の間も、その都度必ず施錠するよう心掛けましょう。
- 部屋番号を不用意に第三者に聞かれないようにしましょう（人前で喋らない）。
- 貴重品は、ホテルの受付に依頼し、セーフティー・ボックスに預けましょう。

<街中>

- 置き引き、ひったくりに注意しましょう。自分の手荷物から目を離さないでください。
- 人通りの少ない地区・時間帯の歩行は、犯罪者のターゲットになりやすいので、極力避けましょう。歩く場合は、人のいる明るいところを選びましょう。また、夜間は公然と危険行為を行う者もいますので、現地の事情に詳しい人のアドバイスを受けてから外出するようしましょう。
- 目立つ服装、高価なアクセサリーの着用は避けましょう。
- 必要以上の現金を所持しないでください。まとまった現金を持ち歩くときは、人に見られないよう心掛けましょう。（特に50ドル、100ドル紙幣は何れも高

- 額紙幣ですので、現地の人々も携帯には注意を払っています。)
- 親しげに誘われても、見知らぬ人の車には決して乗らないでください。

<酒場・社交場>

- 見知らぬ人と一緒に酒場、社交場を出ないでください。
- 見知らぬ人に誘われても、その人の家やアパートには行かないでください。
- 飲酒をする場合には節度を保ちましょう。

<勤務先等>

- 通勤通学経路及び時間帯は時々変えましょう。
- 建物の裏口、暗い階段などは利用を避けましょう。
- 挙動不審者を見掛けたら、直ちに同僚、上司、警察等へ通報しましょう。

(3) 生活

- 女性が一人で住む場合、郵便ポスト、電話帳等にファースト・ネームを載せないでください。
- 子供を外で遊ばせる場合は、親が常に目の届く所にいてください。
- 犯罪者は明るいところを避けるので、近所の街灯が切れていたり、破壊されている場合は、直ちに修理を要請しましょう。
- 旅行、休暇等で家を留守にする際は、外部に留守であることを悟られないよう次のことを励行してください。
 - ・タイマーをセットして、毎日異なった時間帯にラジオをつける。または、室内灯を点けておく。
 - ・郵便物、新聞の配達を止めてもらう。あるいは、近所の人に毎日、新聞を取ってもらう。
 - ・留守にすることを多くの人に話さない。子供がいる家庭は、学校等で旅行、休暇について言いふらさないように注意する。
 - ・留守にする前に、庭の手入れ（草刈り等）をしておく。
 - ・家主等に留守期間を知らせ、家の見回りを要請する。
- 空き巣や強盗は、家に侵入する時間がかかるほどその侵入を断念する可能性が高まります。

（窃盗）犯人は、めったに人のいる家に侵入しませんが、稀に侵入することもあります。その場合、侵入者と顔を合わせないように、いち早く家族を外に出し、近所の家から警察に通報してください。万一、顔を合わせた場合、決して掴まえたり追いかけたりせず、侵入者に逃げ道を与え、相手の命令に従い、犯人に刺激を与えないようにしてください。

もし、強盗にナイフや銃を突き付けられた場合は、落ち着いて、強盗に言われた通りに動いてください。強盗犯は気が張り詰めていますので、犯人を刺激するような行動・言動は非常に危険です。

- 自家用車

- ・乗車前に自動車の回り、車体の下及び車内に異常（爆発物の設置など）がないか点検しましょう。
- ・駐車中は、常にドアをロックし、窓は必ず閉め、車内にカバン等品物を放置しないでください。やむを得ず、物を置く場合には、座席の下など見えないところに隠すよう配慮しましょう。
- ・駐車するときは、出来るだけ目的地に近く、且つ明るい場所を選びましょう。
- ・誰かに尾行されているような場合、直ぐに携帯電話により警察へ通報するか、警察まで運転するか、混雑した明るい場所に行きましょう。
- ・ヒッチ・ハイカーは乗せないでください。

○その他

一部自治体では、条例により同自治体地域内にアルコール飲料を持ち込むことが一切禁じられており、違反者に対しては罰金、拘留措置をとるので注意が必要です。また、酒類持ち込み、所持が許可されている場合でも、屋外の公共の場における飲酒は禁止されています。

(4) その他

アンカレジ市内で特に犯罪が多いとされているのが、北東部マウンテンビュー地区、東部マルドゥーン地区、ダウントウン東部のフェアビュー地区及びミッドダウンのスピナード地区と言われています。それら以外の地区でも発砲事件が起こったり、ダウントウンのホテルでも侵入盗難被害が発生しています。

下記のアンカレジ市警察のホームページでは、アンカレジ市内のどこで犯罪が起こりやすいか、よくわかります。

www.muni.org/Departments/police/stats/Pages/AnchoragePersonCrimesDensityMap.aspx

4. 習慣・言葉の違いによる注意事項

生活習慣上の各種行為において、一部では日米間において大きな見方の差があります。邦人の感覚では些細な行為であっても、米国では逮捕され裁判になったり、思いがけない大きな処罰を受けた例があり、日米間の習慣・法制の違いを知っておく必要があります。

(1) 風呂

米国において風呂は、プライバシーが強く保たれるべき場所であり、例え親子であっても一緒に入ることは、米国において非常識な行為と見られ、時には子供に対する性的虐待とみなされます。特に父親と娘の入浴は性的虐待が強く推定され、入浴時の写真・子供の作文によって警察の知れるところとなり、父親が身柄拘束されたケースがあります。

(2) 子供だけによる留守番

何歳の子供から一人で自宅・駐車車両内等に残してよいかは、州によって法律が違いますが自救能力が備わってくる小学校高学年になるまでは、親が児童に付き添うか、ホ

ームシッターなど適当な保護者を付ける必要があります。法に反する場合はもちろん、実際に児童に被害が発生した場合は児童虐待として、逮捕され、裁判になります。

(3) しつけと児童虐待

子供に対する体罰については、米国内でも見方が多様ですが、児童の体に痕跡が残る、親が感情的になり自己コントロールを失っている場合など、また児童の年齢に不相応な体罰は児童虐待とみなされ、親は逮捕され裁判となります。時には子供は隔離保護を受け、家族と引き離されます。公衆の面前で子供に対し大声を出すなど、過度ととらえられるような叱り方をすることは、米国では謹んでください。子供に服や靴を着せずに外を歩かせても、時には虐待・放任として通報されます。

(4) 警察官の指示

邦人の中には、警察官の具体的指示・制止がないと、指示を待つか、無視してそのまま立ち去ろうとする人がいます。パトカーに停止を求められた場合は、誘導を待つのではなく、自ら道路右側に寄って停止する必要があります。

(5) 警察官に対する公務執行妨害

米国において、警察官の身体や所持品に触れる行為は公務執行妨害として直ちに逮捕されます。不服があっても、現場では興奮したり、悪態をつかず、警察官の指示に従ってください。不服等は、裁判で主張するものとされています。

(6) 親と子の関係

米国においては、子供に対する親権は権利として強く保障されており、例え親であっても、一方の親の親権を損なうようなかたちで子供とともに移動することは誘拐(abduction)とみなされます。また、他人の子供の写真を撮る場合や、子供の頭をなでるなど体に触れる行為でも親に承諾を得るべきです。

(7) 言葉の問題

海外において快適に生活しようとする場合、その国の言語を理解できるどうかは重要な要素です。邦人は言葉の意味を理解できないとき、相手を煩わせないようについついイエス、イエスと言ってしまいます。これが不法行為に巻き込まれたり、不利益を受ける原因になることがあり、不本意であるとき、理解できないときははっきりその旨を伝えてください。

5. 交通事情と事故対策

(1) 一般的な交通事情

○夏季に道路工事が集中するため、交通渋滞が発生しがちとなります。

○冬季は氷雪に閉ざされ、路面が凍結するため運転には十分注意する必要があります。アラスカでは毎年9月から冬用タイヤ（スタッドタイヤ等）の装着が認められていますが、なかにはこれを着けていない車両も見受けられます。

○ウインカーを出さずに突然の車線変更や右折左折をする運転手も少なくありません。

○主要幹線道路は幅が広く、運転し易いため、制限速度を超えて走行する車両が多く見受けられますので、注意しましょう。

○地下の凍結により、路面に凹凸が出来易く、また春先の雪解け時には、路面に大きな穴が出現することもあります。

○レンタカーを運転する場合、レンタル契約では、未舗装ハイウエー（デナリ・ハイウエー、ダルトン・ハイウエーなど）への車輛の乗り入れを禁止している場合が多く、これらハイウエーにおける事故については保険が適用されないので注意が必要です。

（2）事故対策

○走行中は、歩行者、野生動物などの飛び出しや、周囲の車の走行状態に注意するとともに、無理な追い越しや急な車線変更を行わないようにしましょう。

○制限速度を厳守し、車間距離を十分とるようにしましょう。

○凍結・積雪した場所、交差点での急ブレーキ、無理な車線変更は、スリップを引き起こし、追突・接触事故の原因となりかねませんので、運転には細心の注意が必要です。

○シートベルトは着用が義務づけられており、同乗者を含め必ず着用しましょう。

○アラスカ州では、運転中の携帯電話の使用が禁止されておらず（但し、運転中携帯電話によるテキストメールの送受信は禁止）、通話に気を取られている運転手が多くいますので注意が必要です。

（3）その他

アラスカ州では飲酒運転の取り締まりが厳しく、1回目の違反の場合でも、最低1,500米ドルから最高10,000米ドルの罰金、最低3日～最高1年の禁固、90日以上免許停止となります（2回目以上の場合には厳重に処罰）。

6. テロ・誘拐対策

（1）テロ・誘拐事件等に遭遇しないために

○日頃から報道等を利用して情報の把握に努めましょう。

○テロの危険性を十分認識し、安全に対する心構えをしっかりと持ちましょう。

（2）誘拐に対する予防対策

○日頃から誘拐の危険度や手口に応じた対策を考えておきましょう。

○誘拐の前兆を捉えましょう（不審者、不審な電話、人や車の尾行・監視など）。

○行動や服装などが目立たないようにしましょう。

○通勤、通学のルートや時間を時々変え、行動が規則的にならないようにしましょう。

- 車の乗り降りの際、周囲や車の下などを確認し、警戒の素振りを見せましょう。
- 万が一に備え、防犯ブザーを携行しましょう。
- 万が一、尾行や監視に気付いたら、躊躇せず近くの人や警察に助けを求めましょう。

Ⅲ. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

大規模な災害やテロなどの緊急事態は、いつ、どこで発生するか予測が困難です。まだ記憶に新しい2001年9月11日の米国における同時多発テロや、1964年のアラスカ大地震など、緊急事態発生時にうろたえず対処するためにも、日頃から準備と心構えが必要です。

(1) 連絡体制の整備

- アラスカ州に3ヶ月以上滞在している（又はする予定）方は、在留届の提出を励行してください。また、在留届提出後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を行ってください。
- 緊急事態に備え、家族間、自分の所属する組織内（会社、学校等）での緊急連絡方法、避難場所等につきあらかじめ決めておいてください。また、日頃からお互いに所在を極力明確にするようにしてください。
- 2006年9月に外務省が立ち上げた「全米・カナダ邦人安否確認システム」は、緊急事態発生時に自らの安否に関する伝言をデータセンターに残し、日本や諸外国に住む家族等がそのメッセージを聞くことで、安否を確認できるシステムです。メッセージの録音又は再生時に使用するパスワード等を、当事者間で申し合わせておいてください。

(2) 避難場所

- 大規模災害等に備え、周囲の状況に常に注意を払って情報収集し、危険な場所（落石、津波等に巻き込まれるおそれのある場所など）には近づかないようにしてください。また、避難場所についても検討しておいてください。

(3) 携行品及び非常用物資の準備

「緊急事態に備えてのチェックリスト」（付録1）を参考に、平素から準備、確認しておいてください。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的な心構え

緊急事態が発生、又は発生するおそれのある場合、当事務所のホームページや e-mail（当事務所にアドレスを提出されている方のみ）を通じ、随時報告いたします。平静

を保ち、迅速な行動ができるよう心がけてください。

(2) 情報の把握

○緊急事態が発生した場合は、テレビ、ラジオ等を利用し、情報収集することを心がけてください。

○大規模災害等発生時は、「全米・カナダ邦人安否確認システム」が稼働します。本システムでは、安否に関するメッセージの録音・再生機能の他、当事務所からのお知らせも聞くことができますので、ご利用ください。

(3) 当事務所への通報等

○事故・災害の現場付近に居合わせた場合など、現場の状況のうち当事務所へ通報する必要があると判断されましたら、随時当事務所へ通報してください。貴重な情報となります。

○自分や家族、又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ（又はそのおそれがある）場合、当地の関係機関に即報するとともに、その状況を当事務所にも通報してください。

(4) 避難先への避難

○緊急事態発生時は、まず自宅又は会社等で待機し、情勢を見守ることとなりますが、やむを得ず緊急避難先へ避難することとなった場合は、その旨当事務所へ通報してください。

VII. 終わりに

アラスカは、全般的に訪問者に対して寛容で互助精神が強い州民性で知られていますが、合衆国の一州として本土48州で発生する事件は当地でも起こり得ます。日本とは言葉や生活スタイルも異なりますので、まずは「ここは日本ではない」と意識する事が大切です。そして、冒頭にあげた「安全のための三原則」や、安易な行動・言動を避けるなど、少しの配慮でアラスカ滞在の結果が大きく左右されます。

また、アラスカは自然の雄大さでも知られています。夏は山登り、魚釣りなどアウトドアが盛んですが、その間は熊やオオカミなどの動物も盛んに活動していますので、遭遇する危険があります。冬はオーロラ観測やスキーなどが楽しめますが、日中でも非常に寒く体調を崩しやすいことや、凍結などによる転倒等で怪我をする可能性も高くなります。アラスカで安全に過ごすためには、気候や自然環境にも配慮することが必要です。

アラスカでの滞在が楽しく安全なものとなり、貴重な思い出を多く残していただければと思います。

なお、ご質問・ご意見等がございましたら、当事務所へご連絡ください。

在アンカレジ出張駐在官事務所

住 所 3601 C Street, Suite 1300,
Anchorage, Alaska 99503, U. S. A.
電 話 (907)562-8424(代表) 領事班内線 102または103
F A X (907)562-8434
U R L <http://www.anchorage.us.emb-japan.go.jp/>
e-mail cjak2@ak.net (日本語)

| |
|------------------|
| 緊急事態に備えてのチェックリスト |
|------------------|

 旅券等

旅券の有効期間を常時確認しておいてください。有効期間が1年未満になれば切り替えが可能です（非IC旅券からIC旅券への切り替えは、有効期間に関係なく可能です）。旅券の最終ページの「所持人記載欄」は漏れなく記載し、下段に血液型を記入しておいてください。なお、米国ではグリーンカード（永住許可証）所持者以外の方は、原則として旅券の携帯が義務づけられています。

 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード

これらの物は、旅券と同様にすぐ持ち出せるように保管しておいてください。

 自動車の整備等

- (1) 自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心掛けてください。
- (2) 燃料は十分入れておくようにしてください。
- (3) 自動車を持っていない人は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合同乗できるように相談しておいてください。
- (4) 車内に常時備えておく物
懐中電灯、地図、ティッシュ、ミネラルウォーター、非常食料品

 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記に加え、次の携行品を備えておき、すぐに持ち出せるようにしておいてください。

- 衣類、着替え（長袖、長ズボン、麻、綿等吸湿性に富む素材のもの）
- 履物（行動に便利で、靴底の厚い頑丈なもの）
- 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）
- 非常食料品
しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク、ミネラルウォーターなど。
- 医薬品等
家族用の常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯、絆創膏
- ラジオ
NHK国際放送（ラジオジャパン）等の短波放送が受信できる電池仕様のもの
- その他
懐中電灯、ライター、ろうそく、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット

| |
|--|
| 全米・カナダ邦人安否確認システム (Emergency Information Service System : E I S S) |
|--|

外務省は、2006年9月8日に在留邦人と旅行者の多い全米（ハワイ、グアム、サイパン、プエルトリコ、米領バージン諸島を含む）及びカナダ地域を対象とした「全米・カナダ邦人安否確認システム」を立ち上げましたので、その概要について、次のとおり紹介いたします。

全米・カナダ地域において、大規模な災害が発生した場合、このシステムを通じて、被災地にいる方の安否・所在を直接確認することができますので、是非ご利用ください。

1. 「全米・カナダ邦人安否確認システム」とは

近年、海外でのテロ事件や自然災害が増えています。海外で大規模な災害が発生した際には、その地域に居住していたり、またはその地域を旅行している方が日本のご家族や知人・友人に自らの安否・所在を直接連絡し、ご家族等を安心させることが大切です。

しかし、海外で緊急事態が発生した際に、国際電話のできる携帯電話等の適当な連絡手段を持ち合わせていない旅行者は多く、また、海外で大規模な災害が発生した場合、電話回線が混雑したり、電話会社がサービスを停止したりすることがあるため、被災地までの電話がつながり難い状況（電話ふくそう）になり、日本の家族等と連絡ができない可能性があります。

外務省は、このような事態に備え、被災地にいる方が手軽に公衆電話等からでも無料で自らの安否に関する伝言をデータセンターに残すことができ、それを日本にいる家族等がいつでも、直接聞くことによって、被災地にいる方の安否を確認することのできる「全米・カナダ邦人安否確認システム」を立ち上げました。

2. システムの利用方法

●本システムの電話番号

本システムご利用の際には、次の番号に電話をおかけ下さい。

| | |
|-----------------------|----------------|
| 1-866-903-2674 (ANPI) | 全米・カナダからは通話料無料 |
| 1-866-904-2674 (ANPI) | その他の地域からは米国までの |
| 1-866-905-2674 (ANPI) | 通話料有料(※1) |
| 1-718-313-9150 | 通話料有料(※2) |

※1 このシステムでは、3つの電話会社のネットワークを使用し、合計200回線以上の容量を確保しているため、災害時に電話回線が混雑したり、1つの電話会社がサービスを停止した場合でも、通常の電話回線よりも電話をつながりやすくしています。つながりにくい場合は、上記フリーダイヤル番号(3つ)及び有料通話番号(1つ)のうち、別の番号にかけ直すことによって、電話がよりつながりやすくなります。しかし、被災地の電話公衆網そのものがダメージを受けた場合等は、復旧するまでの間利用できない場合があります。

※2 米国及びカナダ以外から電話をおかけになる方の通信環境によっては、フリーダイヤル番号につながらない場合があります。この場合は、有料通話番号(1-718-313-9150)におかけください。

●被災地にいる方が音声メッセージを録音する方法(全米・カナダ地域のみ)

上記番号に電話し、音声案内に従い、パスワードとして、あなたの電話番号(海外の自宅の電話番号、又は日本の自宅の電話番号)と生年月日をプッシュボタンで入力した後、あなたのお名前と安否・所在に関するメッセージ(30秒以内)を音声で録音します。

なお、全米・カナダ地域からフリーダイヤル番号に電話をかけて音声登録する場合、通話料金は無料です。

●被災地にいる方が録音した音声メッセージを再生する方法

(日本、全米・カナダ、諸外国どこからでも可能)

上記番号に電話し、音声案内に従い、パスワードとして、被災地にいる方の電話番号(海外の自宅の電話番号、又は日本の自宅の電話番号)と生年月日をプッシュボタンで入力すれば、その方が登録した音声メッセージを再生することができます。

なお、全米・カナダからフリーダイヤル番号に電話をかける場合は、通話料金無料ですが、日本や諸外国からは、米国までの国際通話料金が利用者負担となります。

●大使館・総領事館からのお知らせを再生する方法

(日本、全米・カナダ、諸外国どこからでも可能)

大規模災害発生時には、大使館・総領事館からの渡航情報や危険情報等に関するお知らせを聞くことができます。

なお、全米・カナダからフリーダイヤル番号に電話をかける場合は、通話料金無料ですが、日本や諸外国からは、米国までの通話料金が利用者負担となります。

全米・カナダ邦人安否確認システムに関するQ & A

Q 1 災害の時にデータセンターまで電話はつながるの？

通常の電話回線では、加入している電話会社1社の電話回線を使用することになるため、電話回線自体が混雑したり、加入している電話会社がサービスを停止することがあり、通話ができなくなる可能性があります。

このシステムでは、複数の電話会社のネットワークを使用するため、災害時に電話回線が混雑したり、電話会社がサービスを停止して通話不能になった場合でも、通常の電話回線よりも電話をつながりやすくなっています。ただし、被災地の電話公衆網そのものがダメージを受けた場合等は、復旧するまでの間、利用できないことがありますので、他の地域に移動してかけ直すことをお勧めします。

Q 2 いつでも利用できるの？

このシステムは、全米及びカナダで大規模な災害やテロといった緊急事態が発生した場合のみ稼働するシステムです。平常時は利用できません。

Q 3 誰でも利用できるの？

誰でも利用できます。

Q 4 日本やアメリカ・カナダ以外からも使えるの？

どこからでも利用できます。ただし、アメリカ・カナダ以外からかける場合は、国際通話料金がかかります。

Q 5 対応している言語は？

日本語と英語に対応しています。

Q 6 利用料金は？

全米及びカナダ国内からフリーダイヤル番号に電話をかける場合は、通話料無料で利用できます。それ以外の地域からご利用の場合は、米国までの通話料金が利用者負担となっています。

Q 7 携帯電話や公衆電話からも電話がかけられるの？

固定電話、携帯電話及び公衆電話からの通話が可能です。

Q 8 使い方が分からない場合は？

全ての操作には音声で案内が流れる仕組みになっている他、システム全般のガイドを再生することもできます。

Q 9 登録できる音声メッセージはひとつだけなの？ 登録できる時間は？

災害時には刻々と状況が変化することもありますので、同じ方が何度でも音声メッセージを登録することができます。登録された音声メッセージは、最新の音声メッセージから古いメッセージの順で再生されます。

Q 10 録音できる音声メッセージの長さは？ 保存期間は？

1件あたり30秒以内のメッセージを録音できます。録音した音声メッセージは、大規模な災害やテロといった緊急事態が発生し、これが落ち着くまでの一定期間（1か月程度）保存し、その保存期間が経過した時点で自動的に消去されます。

Q 11 事前にパスワードを日本の家族等に知らせる必要はあるの？

被災地の邦人の方の海外、又は日本の自宅の電話番号と生年月日を暗証キーとして利用しますので、これらをご存知の方であれば、事前にパスワードを知らせる必要はありません。

Q 12 セキュリティ対策は？

このシステムが置かれているデータセンターは高度なセキュリティシステムで守られていますが、システムの悪用防止のため、安否・所在以外の情報、特に、口座番号やクレジットカード番号等に関する音声メッセージの登録や、送金を目的としたシステムの利用は行わないでください。外務省は、登録された音声メッセージの内容に関する一切の責任を負いませんのでご了承ください。